

# 練習・制作 会場使用料を 最大2万円補助します

※使用料の50%が対象です。

新型コロナウイルス感染症の度重なる拡大により、  
公演・展示の実施に向けた文化芸術活動の練習や制作ができなくなっている  
団体・個人への活動を支援するため日々の練習・制作に利用する  
会場のレンタル料を支援します。

支給額

## 年間最大／20,000円<sup>(税込)</sup>

※交付申請は1回限り  
※領収書は複数枚合算も可

要件を満たし、原則、施設使用料(付帯設備・備品・機器使用料等を除く。)

合計40,000円の50%が支給上限

※キャンセル料は除く ※同一申請者として重複しての登録はできません。上限20,000円

対象期間

## 2022.4/1<sup>金</sup> ⇨ 2023.3/15<sup>水</sup> に実施されたもの

※2022年9月30日までの事前登録が必要です。登録順で予算総額に達した場合、対象期間内でも受付は終了いたします。

補助対象

対象者

市内の公立及び民間立の、貸し出しを主目的とし利用料金が明示されている施設において  
広く市民等に文化・芸術の鑑賞機会を提供する事を目的とした活動をしている、札幌市内に住所  
を有する個人、または代表者が札幌市内に住所を有する団体で、本事業の事前登録をした者。  
平成29年10月16日以降に不特定多数の観客を対象とした実績等がある者。など

対象となる  
練習・制作

- 音楽、舞踊、演劇、古典芸能、演芸、その他の芸術・芸能に係る練習
- 絵画、工芸、彫刻、版画、陶芸、書道、写真、その他の芸術に係る制作

※新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守すること。

対象施設

市内の公立及び民間立の、貸し出しを主目的としている利用料金が明示されている施設

以下は対象外

- ×家賃等、継続的な使用料及び賃貸料(対象は有料レンタルスペースとしている施設に限る)
- ×申請者や申請団体の構成者の所有物を利用する場合
- ×受講料等の対価を受けている各種教室等の稽古ごと、習いごと等

支援金  
交付の流れ

個人・団体

①登録(団体・個人の事前登録)

②登録通知書の発行

③交付申請

④交付決定通知

⑤支援金支給

札幌市



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている文化芸術活動において、  
文化芸術に携わる方々(文化芸術活動を行う市民、芸術家、施設関係者等)の活動再開を支援します。

応募方法など、詳しくはホームページをご覧ください

問い合わせ／札幌市文化芸術活動再開支援事務局

TEL.011-788-6868 時間10:00～17:30

E-mail bunka-saikai-sapporo@iwaiuzumi.co.jp

札幌市文化芸術活動再開支援

検索

<https://bunka-saikai-sapporo.jp>

